2026年11月9日

各　位

会 社 名　大黒屋ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　島野　勝広
（コード番号:6993　東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役副社長　鷲見　英二
（ＴＥＬ　０３－６４５１－４３００）

会 社 名　合同会社広大
代表者名　代表社員　島野　勝広
（ＴＥＬ　０９０－８３８３－５５１１）

合同会社広大による大黒屋ホールディングス株式会社（証券コード：6993）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社広大は、本日、大黒屋ホールディングス株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、合同会社広大（公開買付者）が大黒屋ホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年11月９日付「大黒屋ホールディングス株式会社（証券コード：6993）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年11月９日

各　位

会　社　名　合　同　会　社　広　大
代 表 者 名　代表社員　島野　勝広
（TEL　090-8383-5511）

大黒屋ホールディングス株式会社（証券コード：6993）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社広大（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 11 月９日、大黒屋ホールディングス株式会社（証券コード：6993、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の株券等の取得及び所有を主たる目的として、対象者の代表取締役である島野勝広氏（以下「島野氏」といいます。）により、2026 年８月 27 日に設立された、島野氏が代表社員及び唯一の業務執行社員を務める合同会社です。公開買付者の持分に関し、本日現在において、株式会社東京ウエルズ（以下「東京ウエルズ」といいます。）が持分 99.00％を、島野氏が持分 1.00％を所有しております。なお、東京ウエルズと対象者の間に、資本関係や人的関係、取引関係はございません。2026年11 月９日、公開買付者は、有価証券の取得、投資、保有、運用及びこれらに関するコンサルティング業務、並びに投資事業有限責任組合の財産運用・管理及びこれらに関する契約の締結又はその媒介に関する業務を事業内容とする株式会社キーストーン・パートナース（以下「キーストーン・パートナース」といいます。）が管理・運営するファンドが匿名組合出資を行っている合同会社Ｓバンク（以下「Ｓバンク」といいます。）が所有する対象者株式 485,055,672 株（所有割合（注１）：64.38％。以下「応募合意株式」といいます。）を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、公開買付者、東京ウエルズ、島野氏及びキーストーン・パートナースは、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

（注１）「所有割合」とは、対象者が2026年11月９日付で公表した「2027年３月期　第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕(連結)」（以下「対象者第２四半期決算短信」といいます。）に記載された、2026 年９月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（741,943,762 株）から、対象者第２四半期決算短信に記載された 2026 年９月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（12,929 株）を除いた株式数（741,930,833 株）に、対象者から報告を受けた 2026 年９月 30 日現在残存する新株予約権及び本公開買付けの決済の開始日までの間に発行される予定の新株予約権（以下、新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の目的となる対象者株式の数（11,500,000 株を加算した株式数（753,430,833 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

公開買付者は、Ｓバンクとの間で、2026 年 11 月９日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、Ｓバンクは、その所有する応募合意株式の全てを本公開買付けに応募することに合意しております。なお、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注２）に該当し、島野氏は、本公開買付け後も、引き続き対象者の代表取締役として、継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注２）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条参照）。

また、本公開買付けは、Ｓバンクから応募合意株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として実施するものであり、公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持する方針であり、原則として本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持される予定です。

本公開買付けは、本応募契約に基づくＳバンクからの応募合意株式の応募を予定して行われ、また、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格を本公開買付けの公表日（2026 年 11 月９日）の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較してディスカウントされた価格とし、応募合意株式のみが応募されることを企図しております。本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、本公開買付け成立後の株券等所有割合が３割を超えることになるため、公開買付者が応募合意株式を取得するためには、法第 27 条の２第１項第１号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、Ｓバンク以外の対象者の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（１）対象者の名称

大黒屋ホールディングス株式会社

（２）買付け等をする株券等の種類

普通株式

（３）買付け等の価格

対象者株式１株につき　金 31 円

（４）買付け等の期間

2026 年 11 月 10 日（火曜日）から 2026 年 12 月８日（火曜日）まで（20 営業日）

（注）　法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2026 年 12 月 22 日（火曜日）までとなります。

（５）決済の開始日

2026 年 12 月 15 日（火曜日）

（注）　法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は 2026 年 12 月 29 日（火曜日）となります。

（６）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	485,055,672（株）	485,055,672（株）	485,055,672（株）
合計	485,055,672（株）	485,055,672（株）	485,055,672（株）

（注１）本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（485,055,672 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

（注２）応募株券等の総数が買付予定数の上限（485,055,672 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注３）本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注４）単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（７）公開買付代理人

株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 11 月 10 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。